

令和3年2月16日

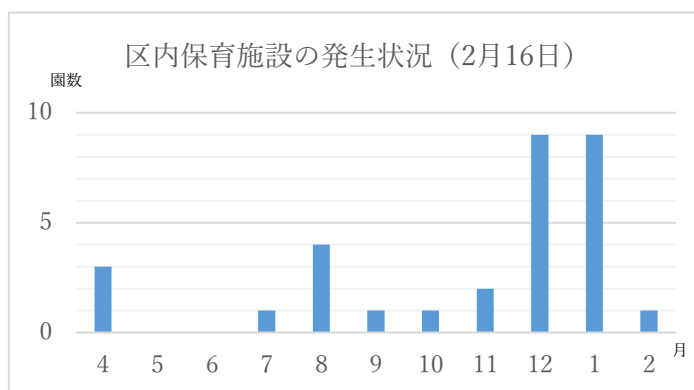
保護者の皆様へ

文京区子ども家庭部  
幼児保育課長 横山 尚人

### 家庭保育の協力要請期間の延長（令和3年3月）について

緊急事態宣言が延長され、新規感染者数については2月に入って少し落ち着いた様子が見られていますが、重症患者数の推移や変異株の発生など、緊張の糸を解くにはまだ早いと思わせる状況が続いております。

区の保育施設における発生状況も、1月25日にお知らせしたときには毎日複数の園から、園児や保護者、職員のPCR検査の連絡がありましたが、現在は連絡件数も若干減っており、陽性者の発生も2月は現段階で1件となっています。緊急事態宣言を受け、保護者の皆様のご協力を賜りながら行ってきた感染対策が奏功したものと考え、引き続き気を引き締めて対応してまいりたいと思います。



そのため、区では、令和3年3月におきましても「家庭保育の協力要請」及びお休みした日の基本保育料の日割還付を継続することといたしました。可能なご家庭には、ご無理のない範囲でお休みや時間の短縮にご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況や国等の方針等によっては、お知らせした内容が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

### 記

#### 1 保育園の運営について

◎保育園等の運営は、原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、引き続き、令和3年3月31日まで「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和3年4月以降の対応については、感染状況等を踏まえ、決定次第お知らせいたします。

- ◎「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、引き続き基本保育料の日割還付を実施いたします。
- ◎各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。  
なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となります。

## 2 その他

- ◎「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。
- ◎基本保育料の日割還付について、2月分までの「還付請求書」をこれまで一度でもご提出いただいた方については、新たにご提出の必要はありません。（振込先口座を変更する場合は、ご提出が必要です。）
- ◎お休みされる日や保育時間の短縮については、直接園にお伝えください。（日割還付の対象となる日数については、区から園に確認いたします。）
- ◎育児休業から職場復帰する方の在園資格は令和3年2月まで保障する（令和3年3月中の職場復帰）こと、また、求職活動中の方の就労開始は3か月の期限を令和3年4月まで延長していること、在園中の方が新型コロナウイルス感染症によって失業や離職等となった場合の3か月の再就職の期限は必要に応じて令和3年4月まで延長していることについては、変更はございません。
- ◎認可保育園への入所申請（転所申請を含む。）をされている方（予定を含む。）へのご案内となりますが、調整指数「待機」及び「受託」は、育児休業を取得されている期間は、対象期間外となるため、加算されませんのであらかじめご了承ください。また、在園資格の保障と選考指数の取扱いは、同様ではありませんのであらかじめご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症による休園については、2か月の休園期間の上限は適用いたしません。
- ◎国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。
- ◎保育園における感染症対策の取組については、区ホームページに区立園の取組を例として掲載しておりますのでご確認ください。

・「区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について」

(ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設・育成室・一時預かり事業等>保育施設・育成室等>認可保育所等(区立・私立)>区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okosan/nicchu/ninka/yoboutaisaku.html>

◎お勤め先企業に向けた文書は、区ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」

(ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について(2月16日時点)

「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html#kigyuu>

◎ご家庭での子育てについて、ご不安やご心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談(平日午前8時30分から午後5時まで)

健康、育児(栄養、歯科)	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

### 3 お問合せ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係(電話 03-5803-1189)

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当(電話 03-5803-1845)

◎基本保育料還付(返金)、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係(電話 03-5803-1190)